

須恵町および福岡都市圏の 水道施設について

視察の目的

安定して供給されている須恵町の水道水について、また福岡都市圏の水道水が、どのように供給されているかを視察しました。



佐谷浄水場を視察

須恵町水道施設について

須恵町の水源として、須恵ダム、中柱田貯水池、男鳥池があり、導水管で第二浄水場、佐谷浄水場にそれぞれ原水が送られます。各浄水場では、原水の水質が良く濁度も低いことから、須恵町は緩速ろ過方式を採用し、安定した水の供給に努めています。



水の濁度の説明を受ける

海水淡水化センターについて

福岡都市圏は、圏内の需要を満たす河川に恵まれず、筑後川水系の水に依存しています。水道水の安定供給を図るため、海水から真水を作る為の設備として、海水淡水化センターを設立しました。高い技術を有するこの施設は大変重要です。浸透取水方式を採用して、清澄な海水を安定的に取水することが可能です。今後、逆浸透の原理を利用し、タービンを回転させ発電する事が進められています。



まみずピアを視察

視察を終えて

水は、生活になくてはならない必需品です。今回の視察で、日々安定した水を供給できるよう設備を整え、メンテナンスを行い、施設で従事されている多くの方に支えられていると新たに痛感しました。感謝の気持ちを忘れず、水を大切にしたいものです。



偶然にも見学者8万人を達成

手話言語条例制定に向けて

日本で最初の条例制定実施の市・町である北海道石狩市・新得町の制定までの取り組み、その後の取り組みを学ぶため視察を行いました。

令和5年10月18日（水） 石狩市を視察

「手話は手段ではなく
言語である」

石狩市では手話を福祉の観点からではなく、普段私たちが使う言語と同じと考え、「ろう者も健常者と同じように普段使う言語で普通に生活できる、そして市民も言語の少数者の事を理解するため」を目的とした「まちづくり条例」としての手話言語条例制定でした。



石狩市視察中

約5万8千人の市民に占めるろう者の割合は0・56%の約3300人です。



石狩市役所にて

令和5年10月19日（木） 新得町を視察

「70年の歴史・
障がい者と共生の町」

約5500人の町民に占めるろう者の割合は3・3%の約1800人です。



新得町視察中

全国平均の0・27%を大きく上回っています。昭和28年授産施設（身体・知的障がい者の働く場を提供する施設）を創設してから70年障がい者と共生してきた町です。町のろう者の為に条例が必要だと機運が高まり自然な流れで出来た条例でした。



新得町役場にて

視察を終えて

※須恵町のろう者の割合は、町民約2万9300人の0・39%の約115人です。

石狩市と新得町では条例制定までの流れが大きく違いました。石狩市は、ろう者側（福祉の観点）からではなく市民全員が言語少数者を理解するための、まちづくり条例として制定しました。それに対し、新得町は、町民の約3%以上を占めるろう者のために、長年共生していくうちに自然の流れで制定されました。

須恵町では、ろう者は少数派です。今後条例を制定するのであれば石狩市での視察を参考にしている方が自然なのかなと考えました。しかし条例制定にあたっては、我々議員の一人一人が地域の福祉の輪に入ってやるべきこと、知ることが多々あります。まずはそのことから実践していき、町全体の機運が高まってきた時が条例制定に向けての良いタイミングだと思えました。